

## ● 事務局だより ●

◇ 第五十一号をお届けいたします。

本号では、神奈川・愛知・兵庫及び福岡の四県で平成十二年度に受け付けた紛争相談事例を解決結果等とともに紹介しています。

最近の紛争の傾向等が分かると存じますので、業務のご参考に供していただければ幸いです。

◇ また、取引の実務において重要な役割を果たしている「重要事項説明書」に関し、一つの提案を掲載しております。

紛争予防等の観点から一定の検討を踏まえた提案でもありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◇ 本年度の宅地建物取引主任者資格試験の結果を分析し、例年と同様に掲載しました。

協力機関はじめ関係の方々には、試験の円滑な実施にご協力をいただき、ありがとうございます。

◇ 二月八日、第五十八回の講演会を開催いたしました。このたびは、実務上大変参考にな

なると考えられる「瑕疵担保責任」の問題に関し、最近の裁判例を踏まえ、業者としてなすべき事項などについて、新進の熊谷則一弁護士にご講演いただきました。

多くの方々にご参加いただき、大変熱心にご聴講いただきました。

◇ このほど、左記の三冊の出版物を刊行いたしました。

①平成三年に初版を発行した「重要事項説明のポイント」を、その後約十年間における諸法令の改正等を踏まえ、一層実務に役立つよう抜本的な見直しを行い、このほど改訂版を完成いたしました。

②裁判例については、これまでどおり、三年ごとにとりまとめることとし、平成九年から十一年の七十六件を「宅地・建物取引の判例(7)」として刊行しました。

③また、主要都道府県のご協力をいただいて発行している「不動産取引紛争事例要旨集」については、平成十二年度に受け付けたものを発行いたしました。

それぞれ、業務の参考になるものと存じま

すので、ご購読をお勧めいたします。

◇ なお、一般消費者向けの分かりやすい「住宅賃貸借(借家)契約の手引き(案)」を作成しました。今後、関係方面のご意見を拝聴して最終版を完成したいと考えております。

◇ 掲載案件の資料やご意見をいただいた国土交通省や都道府県のご担当の方々には、今後とも一層のご協力をお願い申し上げる次第です。